

**<経過等報告>**

**○学校周辺の臭気規制の強化に対する市長の回答 7月31日(金)**

7月8日、関係地区の区長は連名で市長あてに臭気規制の告示を改正するように要望を提出していましたが、7月31日、市長は市長室で区長に会い、次のように回答しました。区長側からは回答を歓迎する一方で改正に時間がかかるのではないかと心配を伝えましたが、環境部長は手続き的にはどちらも大差ないと答えています。

(市長)「住環境を改善することは大切、学校周辺とそれ以外とで差異ができるのはどうか。学校以外はどうかということもある。第2東名の開通も考慮して住みよい街を目指して市内全域一律基準としたい。」

**○愛知県庁訪問 8月20日(木)**

黒田区長、富岡東部副区長、富岡中部副区長、東清水野副区長、一鉾田副区長、特別委員会委員、計7名が出向き、県議も同席して、タナカ興業の進出に反対することを伝え、当方の疑問や主張を伝えて質疑を行いました。

～資源循環推進課と同課廃棄物監視指導室との会議～ 質疑抜粋

提出した「参考資料や懸念事項」について、どのように評価しているか。	「参考資料」は参考になっている。 懸念事項については注意深く審査の参考としている。きちんと受け止めて厳正な審査を行なっている。
県に提出した疑問や懸念がどのように判断されたのか説明して欲しい。	内容の公表はしていない。要求があるなら個人では判断できないので部内で検討したい。
脱臭装置メーカーの責任にまで踏み込むべきだ。	申請者(審査の対象者)以外に直接照会することは申請者の責任をあいまいにする危険がある。

～下水道課との会議～

・情報公開制度で公開された文書を見れば制度は整っているが、現実には問題が起きているというギャップがあることを指摘し、厳格な運用を求めました。下水汚泥の各種処理方法のなかで“資源の有効活用の推進”という観点から一定量を「肥料化」する方針は変えられないようですが、各流域内処理を目指すべきと主張しました。

**○新城産廃問題フォーラム&デモ行進 9月6日(日)**

千葉県の実職員のお話しが聞ける、新情報や反対運動の“指南”があるかもと期待して多くの区民の方が参加しましたが、そうした予想とは違うお話でした。石渡氏は「今回、協定は努力義務あるが事実上の義務と考えていると思う。」と話す一方で「環境保全協定は規範性があり、ただの紳士協定ではない。操業停止の厳しい条件を盛り込んで事業者に迫っていけばいい。」(東愛知新聞から)、「(許可が出ない状況が続けばタナカ興業は)環境省に対して行政不服審査請求等の法的措置をとると思う。今回、協定は法律要件でないの、県は協定が無いことを理由に不許可にはしない。それは不服審査で負けるから。」と発言されました。後日伝えられたところでは、氏は事前に「フォーラムでは、反対意見は言わず事実だけを言わせてもらう」と話されていたとのこと。

○新城市議会 9 月定例会 一般質問では4人の議員が産廃問題を取り上げました。

<p>山崎議員 ①協定の意義は。②協定に反対している地元に代わって市が協定を結ぶ考え方はないか。再)協定に反対する地元の意向を立てれば市全体の判断が誤る。「協定」は政治判断である。</p>	<p>環境部長 ①「協定」は個別の事案に対応できる、具体的な目標値を設定することが可能であり、拘束力もある。②現状、地域の意向を酌んだ形での交渉ができないため現時点での締結を留保している。協定の案は住民に見てもらうことも必要。市長)一番影響を受ける地域の住民の意向を無視した判断はできない。</p>
<p>浅尾議員 ①反対の声を認識しているか。②市は本当に「環境保全協定」を結ぶのか。③なぜ市長は「反対表明」ができないのか。</p>	<p>環境部長 ①住民の不安が解消されずそれが反対と言う声につながっている。 ② 山崎議員への答弁と同じ。 ③審査は県の権限であり厳正な審査を要求している。事業者には説明会を行うよう説得している。この段階で反対を表明できるものではない。</p>
<p>中西議員 ①「協定」の具体的な案や数値を考えているのか。②協定の案は事前に公表するのか。③協定が守られなかったときの対応をどう考えているか。再)守られない場合訴訟は。</p>	<p>環境部長) ①・② 案は作成の準備をしていたが事業者から最終申請書が市へ提出されていないので詳細が分からない。今後検討し公表して行きたい。 ③守られない約束はできない。相当のことが無い限り訴訟といったことにはならないと思う。</p>
<p>山口議員 ①県の審査状況の把握は。②「協定」を締結する時期は。③悪臭規制の改正要望に関する回答と取り組みの状況は。</p>	<p>環境部長 ①県は答えられないとのみ回答。②県が審査している段階が有利と考える。③規制の対象はあらゆる事業場、事業活動への影響が大きいので関係者の意見を集約して慎重に進める。</p>

○地域意見交換会(富岡ふるさと会館) 10 月 8 日(木)

臭気規制に関して)「市長は第 2 東名の開通も考慮して住みよい街を目指して取り組むと回答されているので、環境部に任せるのではなく高い次元からの環境政策として市役所を挙げて取り組むべき。」との指摘に、市長は「住民目線か産業振興目線かという話しかと思うがどちらも大切」と答えました。

○議会報告会(一鍬田公民館)10 月 26 日(月)

“買戻し特約”に関して) 企業庁は「工場の稼働により抹消すべきもの」と説明しているが、市は「活きている。」と理解していた。市が県と異なる理解をしていた理由、特約の抹消に関して県と市の連絡内容等を調査するため“100 条委員会”を設置すべきだと指摘しました。これについて議員(第 2 班)は持ち帰って検討すると答えました。⇒後日情報 県を対象とする調査はできないと消極的。

“産廃条例”に関して) 現在の条例は、事業者が善意であることを前提にしているのでそうでない場合も想定して改正する必要があるとの指摘に対して、条例では市長が事業者に対して改善勧告、改善命令、事業者名の公表をすることになっているので、今後の事例には対応できるとの回答でした。また、今回の事業者が住民からの質問に答えないと指摘に対して、それは事実ではないという経済建設委員会の見解が示されました。

“環境保全協定”に関して)「新城市は協定を結ぼうとしている。それは受入れを進めるものだ。」「義務でもない協定を、今さら事業者が結ぶとは思えない。」「事業者が住民の疑問に答えられない状況は協定以前の問題。」「産廃施設は来て欲しくないが、法に基づいて判断されれば仕方がないので、ただ反対ばかりではなく、協定を結ぶ道も考えるべきと思う。」などの意見が出されました。

#### ○「技術的懸念」の提出(その1～5), 及び懸念事項に関する検証結果等の説明について

関係地区の区長の連名で「技術的懸念」を5回提出し、その検証結果等を愛知県が住民に直接説明するように求める県知事あての文書を11月12日に郵送しました。

(その1) H27.6.22, (その2) H27.7.16, (その3) H27.9.13, (その4) H27.10.7, (その5) H27.10.25, 各文書はそれぞれ回覧に供しています。

#### <新城南部企業団地産廃対策会議> 9月30日, 富岡ふるさと会館

5月19日の第10回対策会議以降の経過報告と今後の対応について審議しました。

主な経過→7月30日に副市長以下市役所職員が、タナカ興業の(申請)施設を見学していた。

課長が4月着任以降5回タナカ興業の社長に会って要請を続けていた。

県から審査状況の説明は無い。

審議内容→ 施設に対する疑問について、臭気規制の強化について、協定の考え方について市が作成した記録を10/18付で回覧しています。新城市のホームページでも見るができます。

#### <特別委員会 等>

○8月18日(火) 特別委員会 愛知県訪問に向けた打合せ

○9月26日(土) 特別委員会 第11回産廃対策会議(9/27)に向けた打合せ

○9月27日(日) 関係地区の区長・対策会議委員の連絡会(黒田集落センター)  
第11回産廃対策会議(9/30)に向けた打合せ

○10月25日(日) 特別委員会 「懸念事項」に関する検証結果の説明を求める文書について  
議会報告会(10/26)に向けた意見交換, 臭気規制について

○11月8日(日) 区政審議委員会 (産廃関係 ⇒対策会議は形を変わっても残すべき)

○11月9日(月) 特別委員会 「懸念事項」に関する検証結果の説明を求める文書の提出について

○11月22日(日) 特別委員会・区役員会 レポートの検討, 今後の対応について

#### <今後の取組みについて>

愛知県が許可し、更に操業が見込まれる現状では様々な対応が必要になります。「タナカ興業の進出に反対する。」(H26.3.9 反対決議)という基本姿勢は変えず、当面は、県が直接住民に説明することを要求し問題点を整理するとともに、新城市には悪臭規制の強化や環境を悪化させないための制度の整備を求めて行きます。区民の議論を重ねて新しい方針を決めていきたいと考えます。

\* 前回レポート(7/18)以後の出来事を振り返ってみました。「号外」と合わせてご覧ください。